

2022年11月1日

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
三菱マテリアル株式会社
執行役社長 小野 直樹



会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社マテリアルファイナンス（以下「MFC社」という）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）に関し、当社とMFC社は、2022年9月28日付で合併契約を締結しました。合併契約の内容は、別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本合併に伴い、当社はMFC社の発行済株式の全部を所有しておりますので、MFC社の株式に代わる金銭等の交付を行いません。従って、本合併に伴い、当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

3. 新株予約権の交付・割当てに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおり

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

1) 当社及び UBE 株式会社が折半出資する UBE 三菱セメント株式会社（当社持分法適用関連会社、以下「MUCC 社」）は、9月26日開催の同社取締役会において、事業構造改革の一環として、2023年3月末を目途に、同社青森工場の操業停止及び同社伊佐セメント工場の生産縮小（1号キルンの停止）による生産体制の見直し（以下「本施策」）について決議いたしました。本施策による損失（特別損失）について、現時点で MUCC 社は、2023年3月期及び翌期以降に 200 億円程度を見込んでおります。なお、これらは、概算見積もりに基づく金額であり、現在精査中のため、今後変更となる可能性があります。

当社においては、MUCC 社における特別損失計上額の出資比率（50%）相当の金額を、持分法による投資損失（営業外損失）として計上する見込みです。

2) 当社は、10月28日開催の取締役会において、当社の多結晶シリコン事業（当社の特定子会社である米国三菱ポリシリコン社及び当社の持分法適用関連会社である日本アエロジル株式会社の株式を含む）を、当社が新たに設立する会社（以下「新設会社」という）に吸収分割で承継させたいえ、新設会社の全株式を株式会社 SUMCO に譲渡すること（以下「本株式譲渡」という）を決議いたしました。本株式譲渡に伴い、米国三菱ポリシリコン社は当社の特定子会社ではなくなります。

また、2023年3月期第4四半期までに事業再編損失として約 360 億円の特別損失を計上する見込みです。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ約 1兆 5,738 億円及び約 1兆 1,598 億円であり、資産の額が負債の額を十分に上回っており、これは時価評価を行った場合も同様です。

また、MFC 社の 2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ約 609 億円及び約 604 億円であり、資産の額が負債の額を上回っており、これは時価評価を行った場合も同様です。

2022年3月31日から現在に至るまでの当社及び MFC 社の資産及び負債の状況並びに本合併の効力発生日までのそれらの変動を考慮しても、本合併の効力発生日における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

更に、今後の当社及び MFC 社の収益状況等に鑑み、効力発生日以後に当社の債務の履行に支障を来すような事態の発生は、現在のところ認識または予測されておりません。

従って、効力発生日以後の当社の債務の履行については見込みがあるものと判断いたします。

以上



合併契約書

三菱マテリアル株式会社（以下「甲」という）と株式会社マテリアルファイナンス（以下「乙」という）とは、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行う。

- (1) 甲の住所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
- (2) 乙の住所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

（乙の株主に対する金銭等の交付）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているので、本吸収合併に際して、乙の株主に対して乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 本吸収合併に際して甲の資本金及び準備金は増加しない。

（甲の手続き）

第4条 甲は、本吸収合併に際して、会社法第796条第2項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を行わない。但し、甲は、本契約を乙と締結することについて甲の取締役会の決議による承認を得るものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲において本吸収合併に際して、会社法第796条第3項の規定に従い、甲の株主総会の決議による本契約の承認を要することとなった場合は、本契約は効力を失うものとする。

（乙の手続き）

第5条 乙は、本吸収合併に際して、会社法第784条第1項の定めにより、株主総会の決議による本契約の承認を行わない。但し、乙は、本契約を甲と締結することについて乙の取締役会の決議による承認を得るものとする。

（効力発生日）

第6条 本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2023年1月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要ある場合は甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（会社財産の引継ぎ）

第7条 甲は、効力発生日の直前における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において乙から承継する。

（会社財産の管理）

第8条 乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務を執行し、財産の管理運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすような行為については、予め甲の同意を得て行うものとする。

（役員退職慰労金）

第9条 乙の取締役及び監査役の退職慰労金については、事前に甲と乙とで協議し合意の上、乙の株主総会の決議に基づき、効力発生日までに乙が支払う。

（従業員の取扱い）

第10条 甲は、効力発生日において、同日付で在籍する乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、その取扱いについては甲乙協議の上、決定する。

（本契約の変更及び解除）

第11条 甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じ又は重大な瑕疵が発見された場合、その他本吸収合併の実行を阻害する重大な事態が生じた場合は、甲乙協議の上、本吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第12条 本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、決定する。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年9月28日

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
 甲 三菱マテリアル株式会社
 執行役社長 小野 直樹

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
 乙 株式会社マテリアルファイナンス
 代表取締役社長 田中 和彦

第37期報告書

〔 自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日 〕

株式会社マテリアルファイナンス

目次

(頁)

事業報告	・・・・・・・・・・	1~7
貸借対照表	・・・・・・・・・・	8
損益計算書	・・・・・・・・・・	9
株主資本等変動計算書	・・・・・・・・・・	10
個別注記表	・・・・・・・・・・	11~15
会計監査人の監査報告書謄本	・・・・・・・・・・	16~17
監査役の監査報告書謄本	・・・・・・・・・・	18

事業報告

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、個人消費などに弱さがみられています。

金融市場におきましては、日本銀行のイールドカーブコントロール政策の効果などにより市場金利は極めて低い水準で推移していますが、不安定な動きとなっています。

斯かる状況下、当期の業績は売上高が、349百万円と対前年度4百万円減収（前年度比1%減）となりました。これは、主に三菱マテリアルグループ各社への融資金の残高減少による利息収入の減少があったことや、売掛債権の流動化取扱金額が減少し手数料収入が減少したことなどによるものです。利益につきましては、借入利息が減少したことなどにより、経常利益は53百万円（同2%増）、当期純利益は34百万円（同3%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

特記すべき事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

摘 要	第34期 (2019年3月期)	第35期 (2020年3月期)	第36期 (2021年3月期)	第37期 (当期)
売上高 (千円)	337,583	338,887	353,613	349,375
経常利益 (千円)	30,221	25,988	51,833	53,113
当期純利益 (千円)	18,864	16,145	33,588	34,478
1株当たり 当期純利益(円)	31,440	26,909	55,980	57,463
総資産 (千円)	83,624,064	81,942,505	80,007,930	60,897,984
純資産 (千円)	482,152	485,098	507,286	517,764
1株当たり 純資産額(円)	803,587	808,497	845,477	862,940

注1) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より算出しております。

注2) 当事業年度の売上高の内、債権売却手数料に相応する売掛債権の流動化取扱金額及び
代金回収義務残高 (単位：千円)

期首代金回収 義務残高	当期流動化取扱 金額	同左手数料収入	当年代金回収 金額	期末代金回収 義務残高
37,945,336	128,936,453	30,590	144,426,420	22,455,370

(4) 重要な親会社の状況 (2022年3月31日現在)

①親会社との関係

当社の親会社は三菱マテリアル株式会社で、同社は当社の株式 600株 (議決権比率100%) を保有しております。また、当社は三菱マテリアル社の連結子会社となっており、同社へ余剰資金の貸付を行っています。

②親会社等との間の取引に関する事項

親会社及びグループ会社に対する融資をするにあたり、取締役会でその必要性を十分に検討し、融資枠を決定しております。

また、金利その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しており、公正かつ適正な取引条件を決定しております。

(5) 会社に対処すべき課題

当社は、親会社を含めた三菱マテリアルグループ会社全体の財務体質の改善と経営効率向上のため、

①三菱マテリアルの信用力を背景とした外部金融機関からの低利資金調達

②キャッシュ・マネジメント・システム活用によるグループ全体の資金調達最適化などの諸施策を、総力を挙げて実施してまいります。

(6) 当該事業年度の末日における主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

①三菱マテリアル株式会社及びその関係会社等に対する融資業務

②銀行預金、現先取引等利回りが確定した金融商品への投資業務

③三菱マテリアル株式会社及びその関係会社等の取引先からの債権流動化の仲介業務

④三菱マテリアル株式会社の経理事務受託業務

⑤上記に付随関連する一切の業務

(7) 当該事業年度の末日における事業所 (2022年3月31日現在)

本 社： 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

(8) 当社の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	当 期 末 従業員数(名)	前期末比 増減(△)	
本務社員	9	2	三菱マテリアル(株)よりの出向社員
本務社員(女性)			〃
兼務社員(女性)			〃
合 計	12	2	

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借 入 先	期末借入金残高 (千円)
農林中央金庫	5,824,000
株式会社八十二銀行	4,561,000
三菱UFJ銀行株式会社	4,294,000
株式会社南都銀行	4,064,000
株式会社百十四銀行	3,570,000

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 2,400株
②発行済株式の総数 600株
③当事業年度末の株主数 1名
④株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	出資比率(%)
三菱マテリアル株式会社	600	100

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
取締役社長※	渡邊 宏行		三菱マテリアル(株)執行役員 経理・財務部 部長
取締役※	田中 和彦	管理関係担当	三菱マテリアル(株) 経理・財務部 副部長
取締役	寺澤 眞悟		三菱マテリアル(株)執行役員 法務部 部長
取締役	佐々木 直哉	融資関係担当	三菱マテリアル(株) 経理・財務部 財務室 副室長
監査役	鈴木 智		
監査役	門脇 勲		三菱マテリアル(株) CSR・コンプライアンス部 部長

(注1) ※印は代表取締役です。

(注2) 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 新任取締役及び監査役の異動

田中和彦(取締役)
2021年5月10日開催の臨時株主総会において選任され、2021年5月15日に就任いたしました。
門脇 勲(監査役)
2021年3月31日開催の臨時株主総会において選任され、2021年4月1日に就任いたしました。

(2) 退任取締役及び監査役

板垣秀康(取締役)
2021年3月31日をもって、退任いたしました。
横山隆史(監査役)
2021年3月31日をもって、辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬額等の総額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	備考
取締役	4名	16,074千円	
監査役	2名	6,960千円	
合計	6名	23,034千円	

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 2003年9月30日開催の臨時株主総会の決議により、取締役報酬は月額 5,000千円以内、監査役報酬は月額 3,000千円以内であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、「業務の適正を確保するための体制」の基本方針としての「内部統制システム整備方針」は次の通りであります。なお、本方針は、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、2015年5月8日開催の取締役会において決議したものであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスをはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき企業理念等・社内規程を定め、企業倫理とコンプライアンス体制を確立する。
- ②職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、その他の会議体等により決定する。また、一定の重要事項については、関係部署による事前審査を行う。
- ③取締役会において、コンプライアンス一般に関する方針・計画等を決定する。また、コンプライアンスに関する事項を分掌する取締役を任命するほか、コンプライアンス担当部署を設置し、全社横断的なコンプライアンス推進活動（社内教育を含む。）を行う。
- ④コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口を設置する。
- ⑤企業理念等に則り、反社会的勢力とは一切関わりを持たず毅然とした態度で対応するという方針のもと、社内体制を整備して適切な対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会その他の当該案件の決定機関において厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、関係部署において事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- ②取締役会において、リスク管理一般に関する規程、方針・計画等を決定する。また、リスク管理に関する事項を分掌する取締役を任命するほか、リスク管理担当部署を設置し、全社横断的なリスク管理推進活動を行う。
- ③金融取引リスク、信用取引リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程等を定め、適切に管理を行う。
- ④労働災害については、法令等に基づき適切な管理を行う。
- ⑤大規模な事故、自然災害、テロ等による損害の防止を目的とした連絡体制の構築及び対応組織の設置を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役について、合理的な職務分掌を定める。また、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。
- ②経営計画を決定の上、その達成に向けて、各部署に対して経営資源・権限の適切な配分を行うとともに、具体的な計画を策定させる。また、取締役は各部署における計画の進捗状況を適宜確認し、必要に応じた措置を講じる。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①親会社グループに共通に適用される企業理念等及び社内規程等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理に関して、当社を含む親会社グループの活動・対応に参画すること等を通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制（社内教育体制を含む。）の構築を図る。
- ②当社において親会社内部監査担当部署の定期的な監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社の当社担当窓口部署等と定期的に情報交換を行い、親会社グループの一員としての経営の健全性、効率性等の向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する使用人の配置については監査役と協議のうえ決定する。また、当該使用人を配置する場合の当該使用人の人事異動及び査定・評価については、監査役と協議のうえ決定する。

7. 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、その分掌する業務において会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに適切な報告を行う。また、監査役から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
- ②取締役及び使用人等から、コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、通報窓口担当部署は、原則として当該通報の内容を監査役に報告する。
- ③当社及び親会社の監査役への報告をした者（他の者を介して間接的に報告をした者を含む）に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社において周知する。

8. 監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

監査役の監査に必要な費用等について監査役から請求があった場合は、所定の手続に従い、速やかに支払う。

9. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役と取締役社長との間において、必要あると認める場合は随時意見を交換する。
- ②監査役に、取締役会のほか、重要な会議に出席する機会を設ける。

(2) 内部統制システムの運用状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会において、「企業理念等」「CSR基本規定」「内部通報規定」「反社会的勢力排除のための社内体制整備に関する規定」等のコンプライアンス遵守のための規定を定めております。職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会により決定しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会議事録・その他重要な情報については、適切な保存・管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、取締役会においてリスク管理一般に関する規定を決議しております。重要事項につきましては、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会その他の当該案件の決定機関において厳正な審査を行っております。また、個々のリスクの種類に応じて規定を定め、適切な管理を行っております。2021年度は大規模な事故、災害、不祥事は発生しておりません。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則に基づき適切な運用を行っており、第37期において取締役会を16回開催しております。

5. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社と同等の企業理念等及び規定を制定し、それらに基づく活動・対応を行っております。親会社の実施する研修に積極的に参加し、周知・教育を実施し、浸透を図っております。また、親会社内部統制部署による定期的な調査及び質問書に回答し、報告を受けております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社においては、現在監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査役の業務を補助する使用人の配置については監査役と協議のうえ決定し、当該使用人を配置する場合の当該使用人の人事異動及び査定・評価については、監査役と協議のうえ決定することとしております。

7. 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び親会社の監査役への報告をした者（他の者を介して間接的に報告をした者を含む）に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社において周知しております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

監査役の職務執行について生ずる費用を支弁するため、あらかじめ予算を確保し、監査役からの請求に応じ、支払処理をしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役社長との間において、取締役会等で意見交換をしております。また、管理部より監査役に対して毎月事業成績速報を送付し、質疑応答の場を設けております。

監査役には、取締役会のほか、監査法人の監査をはじめ、監査役の要望に応じて重要な会議等に出席する機会を設けております。

以 上

上記事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。
また数量及び比率は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しています。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	171,280	短 期 借 入 金	40,656,000
売 掛 金	4,463	預 り 金	19,685,936
前 払 費 用	171	未 払 費 用	13,934
貸 出 金	60,697,889	未 払 法 人 税 等	9,598
未 収 入 金	709	未 払 消 費 税 等	1,225
未 収 収 益	18,823	前 受 収 益	4,559
そ の 他 流 動 資 産	17	賞 与 引 当 金	5,764
		そ の 他 流 動 負 債	8
		流 動 負 債 合 計	60,377,027
流 動 資 産 合 計	60,893,355	固 定 負 債	
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,192
		固 定 負 債 合 計	3,192
		負 債 合 計	60,380,219
固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産		株 主 資 本	
工 具 器 具 備 品	14	資 本 金	30,000
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 剰 余 金	
繰 延 税 金 資 産	4,613	利 益 準 備 金	7,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		別 途 積 立 金	42,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	438,264
		そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	480,264
		利 益 剰 余 金 合 計	487,764
固 定 資 産 合 計	4,628	株 主 資 本 合 計	517,764
資 産 合 計	60,897,984	純 資 産 合 計	517,764
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,897,984

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		349,375
II. 売上原価		258,375
売上総利益		90,999
III. 販売費及び一般管理費		37,886
営業利益		53,113
経常利益		53,113
税引前当期純利益		53,113
法人税、住民税及び事業税	19,029	
法人税等調整額	△ 394	18,635
当期純利益		34,478

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年3月31日残高	30,000	7,500	42,000	427,786	477,286	507,286	507,286
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 24,000	△ 24,000	△ 24,000	△ 24,000
当期純利益				34,478	34,478	34,478	34,478
事業年度中の変動額合計	-	-	-	10,478	10,478	10,478	10,478
2022年3月31日残高	30,000	7,500	42,000	438,264	487,764	517,764	517,764

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - デリバティブ取引
 - 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
 - (2) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社における収益は、受取利息、債権流動化の手数料、財務業務委託であります。受取利息に関しては、発生主義により売上計上しております。債権流動化の手数料に関しては、三菱マテリアルグループ各社とファクタリング会社の間に立ち、債権譲渡契約を成立させる義務を負っており、履行義務を充足する時点は、債権譲渡契約が成立した時点であることから、当該成立時点で収益を認識しております。財務業務委託に関しては、三菱マテリアル㈱との契約に定められた業務を遂行する義務を負っており、履行義務を充足する時点は、契約上の業務を遂行した時点であることから当該遂行時点で収益を認識しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	215 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	38,520,212 千円
短期金銭債務	1,126 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	223,645 千円
仕入高	7,570 千円
販売費及び一般管理費	27,788 千円
債権の買取高	71,458,757 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月15日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	24,000千円
・1株当たりの配当額	40,000円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月15日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定としております。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	24,600千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たりの配当額	41,000円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月15日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金損金不算入額	1,994千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	311千円
未払事業税	832千円
役員退職慰労引当金	1,104千円
その他	371千円
繰延税金資産合計	4,613千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当会計年度（2022年3月31日）については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、三菱マテリアルグループの資金効率向上と資金調達コスト圧縮を図るべく、グループ各社の余剰資金を集約するとともに、三菱マテリアル社の信用力を背景に低利資金を調達し、これらをグループ各社に融資する金融サービス事業を行っております。資金調達及び融資の期間については、いずれも原則として短期間としております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産は、三菱マテリアルグループ各社に対する営業貸出金であり、各社の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスク管理に関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先との取引を開始する前、並びに年度初めに取引先毎に格付及び与信限度額等の設定を行い、決裁権限規定に基づき決裁者の承認を得る体制としているほか、全ての取引先に対して、四半期毎に財務諸表の提出を求め、格付、与信限度額等の見直しを行うこととしております。

借入金はある一定の環境の下で当社が資金調達できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入れを行っており、金利の変動リスクに晒されております。預り金は、グループ各社の短期的な余剰資金が預け入れられたものであり、一定の環境の下で当社が資金調達できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる資金調達に係る流動性リスクに晒されております。なお、預り金に付す金利は、市場金利を勘案した合理的な変動金利としており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限、取引許容範囲及び運用基準等を定めたデリバティブ取引運用基準に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価格に基づいております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、短期借入金、預り金、貸出金(短期)は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
貸出金	138,622	138,210	△ 411

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

貸出金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	171,280	—	—	—	—	—
貸出金	60,559,267	17,154	106,393	3,900	11,000	175
合計	60,730,547	17,154	106,393	3,900	11,000	175

(注3) 金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	40,656,000	—	—	—	—	—
預り金	19,685,936	—	—	—	—	—
合計	60,341,936	—	—	—	—	—

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社	三菱マテリアル㈱	東京都千代田区	119,457	非鉄金属	被所有直接 100	-	債権の買取 資金の貸付 業務受託	債権の買取(注3)	71,458,757	-	-
								債権の買取手数料 収入	18,921	-	-
								資金の回収(注4)	10,700,000	貸出金	38,500,000
								業務受託収入	44,183	売掛金	4,463
								受取利息	160,540	未収収益	15,038

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち売掛金には消費税等が含まれておりますが、貸出金並びに未収収益には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
金利その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注3) 債権流動化の仲介対象債権金額を記載しております。

(注4) 資金の貸付及びプーリングサービスによる取引金額については、前期末残高と当期末残高との差額を記載しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社の子会社	ダイヤソルト㈱	東京都中野区	250	製塩業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる貸付(注3)	124,776	貸出金(プーリング)	554,461
								受取利息	1,771	未収収益	125
親会社の子会社	細倉金属鉱業㈱	宮城県栗原市	100	非鉄金属製錬業	-	-	資金の貸付	資金の貸付(注3)	380,000	貸出金	5,380,000
								受取利息	19,809	前受収益	4,205
親会社の子会社	日本新金属㈱	大阪府豊中市	500	非鉄金属製造業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる貸付金回収(注3)	412,599	貸出金(プーリング)	4,804,183
								受取利息	16,975	未収収益	1,395
親会社の子会社	三菱マテリアル電子化成㈱	秋田県秋田市	2,600	化学工業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる貸付金回収(注3)	1,050,949	貸出金(プーリング)	375,942
								受取利息	4,750	未収収益	135
親会社の子会社	MMCリョウテック㈱	岐阜県安八郡神戸町	200	超硬工具製造・販売業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる貸付(注3)	2,820,208	貸出金(プーリング)	3,814,665
								受取利息	11,121	未収収益	1,073
親会社の子会社	㈱後藤製作所	岩手県北上市	310	電子機器部品製造販売	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる貸付(注3)	392,575	貸出金(プーリング)	1,027,109
								受取利息	1,617	未収収益	203
親会社の子会社	三菱マテリアルテクノ㈱	東京都台東区	1,042	工事請負業	-	-	債権の買取資金の貸付・借入	プーリングによる貸付金回収(注3)	5,064,799	貸出金(プーリング)	1,029,340
								受取利息	10,724	未収収益	518
親会社の子会社	ユニバーサル製缶㈱(注5)	東京都文京区	8,000	アルミ缶の製造、研究開発及び販売業	-	-	債権の買取資金の貸付・借入	債権の買取(注4)	48,436,431	-	-
								債権の買取手数料収入	9,208	-	-
								プーリングによる貸付金回収(注3)	3,468,706	-	-
								受取利息	25,530	-	-
親会社の子会社	菱光石灰工業㈱	東京都千代田区	490	石灰石採掘・販売業	-	-	資金の貸付・借入	資金の貸付(注3)	2,908,338	貸出金	2,908,338
								プーリングによる貸付金回収(注3)	2,824,085	貸出金(プーリング)	-
								受取利息	9,291	未収収益	-
親会社の子会社	MMカップープロダクツ㈱	兵庫県尼崎市	30	金属線の製造、販売	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる貸付金回収(注3)	435,165	貸出金(プーリング)	571,672
								受取利息	2,564	未収収益	161
親会社の子会社	北菱産業埠頭㈱	北海道札幌市	161	建材・石油販売業	-	-	債権の買取資金の貸付・借入	プーリングによる借入返済(注3)	527,093	預り金(プーリング)	-
								預り金返済(注3)	800,000	預り金	-
								支払利息	1,718	未払費用	-

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	マテリアルエコーライン㈱	東京都千代田区	400	非鉄金属製錬業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる借入(注3)	301,558	預り金(プーリング)	1,988,530
								支払利息	2,831	未払費用	263
親会社の子会社	㈱MOLDINO	東京都墨田区	1,455	超硬工具製造・販売業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる借入(注3)	3,419,779	預り金(プーリング)	3,419,779
								支払利息	2,425	未払費用	416
親会社の子会社	三菱電線工業㈱	東京都千代田区	8,000	工業用ゴム製品製造業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる借入(注3)	6,465,000	預り金(プーリング)	7,022,600
								支払利息	3,477	未払費用	964
親会社の子会社	小名浜製錬(株)	東京都千代田区	6,999	非鉄金属製錬業	-	-	債権の買取資金の貸付・借入	債権の買取(注4)	1,060,835	-	-
								債権の買取手数料収入	317	-	-
								預り金返済(注3)	1,000,000	預り金	-
								支払利息	1,347	未払費用	-
親会社の子会社	東日本リサイクルシステムズ㈱	宮城県栗原市	280	廃棄物処理業	-	-	資金の貸付・借入	預り金返済(注3)	400,000	預り金	600,000
								支払利息	1,618	未払費用	3
親会社の子会社	三菱電線工業販売㈱	東京都千代田区	200	電線・ケーブル類の販売	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる借入(注3)	160,752	預り金	888,893
								支払利息	1,410	未払費用	119
親会社の子会社	中部エコテクノロジー㈱	三重県四日市市	300	廃棄物処理業	-	-	資金の貸付・借入	預り金受入(注3)	700,000	預り金	2,400,000
								支払利息	4,719	未払費用	15
親会社の子会社	菱星システム㈱(注6)	兵庫県尼崎市	100	電気工事業、土木工事業、電気通信工事業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる借入返済(注3)	559,008	-	-
								支払利息	1,199	-	-
親会社の子会社	三菱マテリアルトレーディング㈱	東京都中央区	393	金属製品販売業	-	-	債権の買取資金の貸付・借入	債権の買取(注4)	1,306,393	-	-
								債権の買取手数料収入	364	-	-
親会社の子会社	三菱アルミニウム㈱(注7)	東京都港区	3,500	アルミ加工製品製造業	-	-	債権の買取資金の貸付・借入	債権の買取(注4)	5,357,637	-	-
								債権の買取手数料収入	1,437	-	-
親会社の子会社	三宝メタル販売㈱	大阪府東大阪市	80	伸銅品卸売業	-	-	資金の貸付・借入	プーリングによる借入(注3)	100,520	預り金(プーリング)	513,341
								支払利息	2,015	未払費用	126

(注1) 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
金利その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
なお、担保の受入及び提供はしておりません。

(注3) 資金の貸付・回収、預り金受入・返済及びプーリングサービスによる取引金額については、前期末残高と当期末残高との差額を記載しております。

(注4) 債権流動化の仲介対象債権金額を記載しております。

(注5) ユニバーサル製缶㈱は、当社の親会社である三菱マテリアル㈱が2022年3月31日付で株式譲渡したことにより、親会社の子会社ではなくなりました。よって、上記の取引金額は関連当事者に該当した期間の取引について記載しております。

(注6) 菱星システム㈱は、同社の親会社である三菱電線工業㈱が2021年12月27日付で株式譲渡したことにより、親会社の子会社ではなくなりました。よって、上記の取引金額は関連当事者に該当した期間の取引について記載しております。

(注7) 三菱アルミニウム㈱は、2022年4月1日付で、㈱エム・エム・エーに社名変更しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	862,940円	88銭
1株当たり当期純利益	57,463円	53銭

[収益認識に関する注記]

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。
なお、売上高には、顧客との契約から生じた収益及びその他の源泉から生じた収益が含まれております。その他の源泉から生じた収益は受取利息274,601千円であります。

独立監査人の監査報告書

2022年4月27日

株式会社マテリアルファイナンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マテリアルファイナンスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、その状況を監視及び検証いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引は、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2022年4月27日

株式会社マテリアルファイナンス

監査役 鈴木 智



監査役 近藤 隆雄

